

中小建設業者の受注機会の確保対策について（平成15年4月18日建管－228）の一部改正 新旧対照表

新	旧
国・地方を通じた構造改革が進む中、国の本年度予算においては、公共事業費が昨年に引き続き削減されるなど、全国的な建設投資の減少傾向の中、建設業にとってますます厳しい経営環境となっております。 本県の建設業もこうした影響を強く受けており、昨年の県内建設業者の倒産については、ここ数年を大幅に上回るペースで発生し、県内の倒産による離職者数においても、その過半数を建設業からの離職者が占めるに至っております。 こうしたことから、建設交通部発注工事については、建設業における緊急雇用対策の一環として、昨年10月から、より多くの県内建設業者が受注の機会を得られるよう、分離・分割による発注を実施してまいりましたが、新たな年度を迎えましても、一向に景気回復の兆しを見いだすことができない状況から、これを、全庁的な取り組みとして実施していただくようお願いします。 なお、分離・分割発注の実施にあたっては、入札・契約制度の適正な事務処理の下、次に掲げる事項に留意したうえで、積極的に取り組んでいただくようお願いします。 また、「中小建設業者の受注機会の確保について」（平成14年10月17日付け建管－1716）は、廃止します。 1～3 略 4 入札参加者の選定等にあたっての留意事項 分離・分割後の工事において、同一業者が複数の入札に参加することが想定される場合は、次の事項に留意すること。 ア 指名通知（条件付き一般競争入札に付す工事にあつては入札の公告）に、一の工事の入札において次のいずれかに該当することとなった者は他の工事の入札に参加できない旨を付記すること。 （ア） 落札者又は落札候補者 （イ） 低入札価格調査制度を適用する工事の入札において ____、調査基準価格を下回り、かつ失格判断基準価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者 _____	国・地方を通じた構造改革が進む中、国の本年度予算においては、公共事業費が昨年に引き続き削減されるなど、全国的な建設投資の減少傾向の中、建設業にとってますます厳しい経営環境となっております。 本県の建設業もこうした影響を強く受けており、昨年の県内建設業者の倒産については、ここ数年を大幅に上回るペースで発生し、県内の倒産による離職者数においても、その過半数を建設業からの離職者が占めるに至っております。 こうしたことから、建設交通部発注工事については、建設業における緊急雇用対策の一環として、昨年10月から、より多くの県内建設業者が受注の機会を得られるよう、分離・分割による発注を実施してまいりましたが、新たな年度を迎えましても、一向に景気回復の兆しを見いだすことができない状況から、これを、全庁的な取り組みとして実施していただくようお願いします。 なお、分離・分割発注の実施にあたっては、入札・契約制度の適正な事務処理の下、次に掲げる事項に留意したうえで、積極的に取り組んでいただくようお願いします。 また、「中小建設業者の受注機会の確保について」（平成14年10月17日付け建管－1716）は、廃止します。 1～3 略 4 入札参加者の選定等にあたっての留意事項 分離・分割後の工事において、同一業者が複数の入札に参加することが想定される場合は、次の事項に留意すること。 ア 指名通知（条件付き一般競争入札に付す工事にあつては入札の公告）に、一の工事の入札において次のいずれかに該当することとなった者は他の工事の入札に参加できない旨を付記すること。 （ア） 落札者又は落札候補者 （イ） 低入札価格調査制度を適用する工事の入札において（ア）に該当する者がいなかった場合、調査基準価格を下回り、かつ失格判断基準価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者（ただし、詳細調査を実施することとなった者を除く） _____

イ・ウ 略	イ・ウ 略
5～7 略	5～7 略

附 則

- 1 この通知は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和４年４月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。